



令和2年度 統一テーマ

「豊かな未来へ ～「もったいない」からはじめよう～」

日々の消費が、現在や将来の環境とつながっていることを一人ひとりが自覚し、持続可能な社会づくりに積極的に参加することが求められています。

事業者や自治体、国と連携しながら、食品ロス削減をはじめ、消費を通じた豊かな未来づくりに向けて、具体的な行動を起こしましょう。

消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と決めました。

市に寄せられた相談（令和元年度）

- 1位 多重債務
- 2位 特殊詐欺（アポ電など）・不当架空請求
- 3位 通信契約（ネット回線契約など）
- 4位 健康食品・健康器具（電位治療器など）
- 5位 土地・建物・設備（蓄電池など）

複数の事業者を比較し、慎重に検討しましょう

② こんな手口にご用心！

■ 「火災保険が使える」と勧められ、リフォーム工事の契約をしたら…

高額のコネクター料を請求されて、保険金だけでは足りずローンを組むことになった。

助言 その場で契約せず、必ず、保険会社に確認しましょう。

■ 終活で不用品を買い取ってもらうつもりで、訪問買取をお願いしたら…

古着等には目もくれず、貴金属など換金性の高いものを強引に買い取られてしまった。

助言 複数人で対応しましょう。身分証明書、契約書等で相手方、契約内容を確認しましょう。

■ 「安くなる」と勧められ、電気・電話の契約変更をしたら…

不要なオプションが付いて、結局、変更前より高額になった。

助言 うまい話は疑ってかかり、仕組みを理解できない契約はしないようにしましょう。

■ 病院の薬より効果があると勧められて…

高額な健康食品・健康器具を次々と購入したが、効果がなかった。

助言 広告の体験談はヤラセの場合もあります。鵜呑みにせず、購入前に医師に相談しましょう。

★トラブルに遭ってしまったら…早めにご相談ください！

商品やサービスの契約など、消費生活に関する相談を受け付け、相談者と共に考え、解決に向けてお手伝いします。製品事故の情報や多重債務相談も受け付けています。個人情報を外部に漏らすことはありません。相談は**無料**です。



▲相談イメージ

無料

「出前講座」を行なっています！

～消費者トラブルに関する事例や手口・対処法などを紹介します～

老人会などの地域の集まりや学校、職場研修などに出向きます。ぜひご利用ください。

